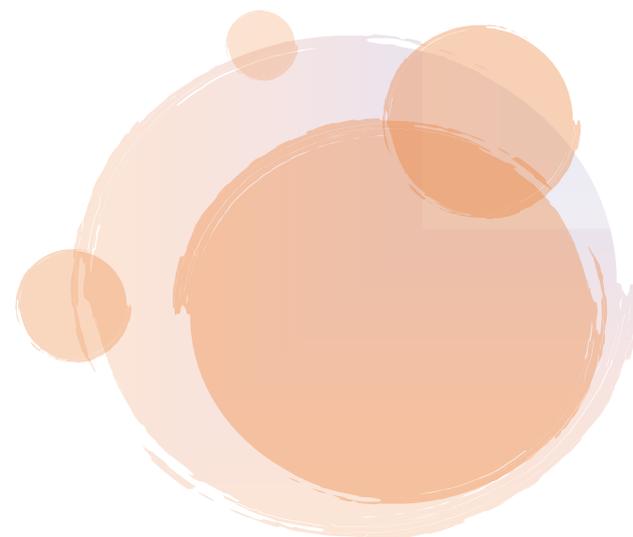


第3期 廿日市市地域福祉活動計画

令和3年6月
廿日市市社会福祉協議会



はじめに

廿日市市社会福祉協議会において第3期廿日市市地域福祉活動計画を関係者のご協力のもとに作成いたしました。令和3(2021)年度から令和7(2025)年度にわたる5か年計画です。この推進に皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

既存の制度やサービスでは対応しきれない複合化・複雑化した生活・福祉課題に対応するために地域での支え合いの必要性が叫ばれ、これまでの分野別のすべての福祉制度・サービスが地域における住民の支え合い活動を主とする地域福祉との一体的推進を必須とする時代となっています。しかし、思いもかけない新型コロナウイルス感染症の広がりとその長期化により社会福祉、地域福祉のあり方が根底からいま問い直されています。

社会福祉協議会は、都市化現象と共に進んだ人間関係の希薄化に伴う地域における助け合い機能の低下に対し「新しい支え合い」の仕組みづくりを目指し、顔を合わせ言葉を掛け合って、繋がり合うことを基盤に支え合える地域、社会づくりに取り組んできました。しかし、「社会的孤立」の問題は一層深刻化するばかりであり貧困問題と共に社会福祉・地域福祉の最重要課題となっています。

加えて、この度の新型コロナウイルス感染症の広がりにより「社会的距離・身体的距離」が求められ、人間関係の再構築の方法の再考が求められています。体は離れていても心は繋がっていると感じ合える関係性を地域でどのように創り出していくか大きな課題が突きつけられています。

こうした困難な状況にありますが、廿日市市社会福祉協議会も引き続いてお互いにプライバシーを守って繋がり合い、地域の一員としての自覚をもち対等な関係で支え合い、住みやすい地域づくりに参加し合える地域づくりに住民の方々と共に取り組んでいきたいと決意を新たにしています。皆様方の一層のご理解とご協力を重ねてお願いいたします。

令和3(2021)年6月

社会福祉法人廿日市市社会福祉協議会
会長 蛭江 紀雄

目次

1. 計画の概要	1
1 策定の背景	1
2 計画の目指すもの	2
3 計画策定の体制	3
4 計画の期間・進捗の確認	3
5 各計画の関連	4
2. 活動推進のテーマ	5
テーマ1 地域の課題解決力の強化	6
テーマ2 相談支援体制の強化	8
テーマ3 制度・サービスのはざまの問題を 抱える人への対応	10
テーマ4 情報の集約と広報の強化	12
3. 計画策定の経過	14
1 地域での意見聴取	14
2 地域福祉活動計画策定までの経過	16

1. 計画の概要

1 策定の背景

(1) 策定の背景

ライフスタイルの変化や家族力、地域力の低下に伴い、お互いの尊厳を大切にしながらつながりが低下し「社会的孤立」状態で不安を抱えている人が地域の中に増加しています。

このように生活基盤の脆弱化により、住民の抱える生活・福祉課題は複雑化・複合化しています。これまでの対象者別・機能別に整備された公的支援では対応しきれなくなっており、多様な機関や専門職、また、行政と住民の日常的な支え合い活動の連携が重要で不可欠となっています。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大を防止するための新しい生活様式で、これまで地域の中で行なわれてきた、集いの場を休止せざるを得ないなど、人と人とのつながりの場が失われてきています。

そうした中新しい活動のスタイルとして、「オンライン」でのつながり方が推奨され、そのための環境の整備に取り組む必要も出てきました。

(2) 廿日市市の現状

廿日市市は、平成の合併を経て1市、3町、1村がひとつになりました。都市化の進む沿岸部、過疎化・高齢化の進む中山間部、そして世界遺産を有する地域があり、そこには12万人の多様な暮らしぶりがあります。都市化は人と人とのつながりをあまり必要としなくても生活できる状況を生み出し、過疎化・高齢化は、もともとあったつながりがなくなっていくという全く別方向で、人と人とのつながりが希薄化する結果となり、近隣での相互扶助機能の弱体化につながっています。

さらに「制度のはざまの課題」や「複合的な課題」を抱える世帯が増加しており、課題が複雑であるがゆえに課題を抱えていても「誰に（どこに）相談しているのかわからない」状況を生み出しています。

また、相談に行っても解決に結びつかなかった経験から、課題を家族で抱えこみ、かなり重篤になってから発見されることも少なくありません。

このような新たな福祉課題や日常のちょっとした「困りごと」に対応していくためには、専門機関、関係機関のみならず、地縁を基盤とした自治組織とともに、地域で活動するさまざまな団体が協力し、それぞれの強みを生かした「その地域だからこそできる」オリジナルのしくみづくりが求められます。

2 計画の目指すもの

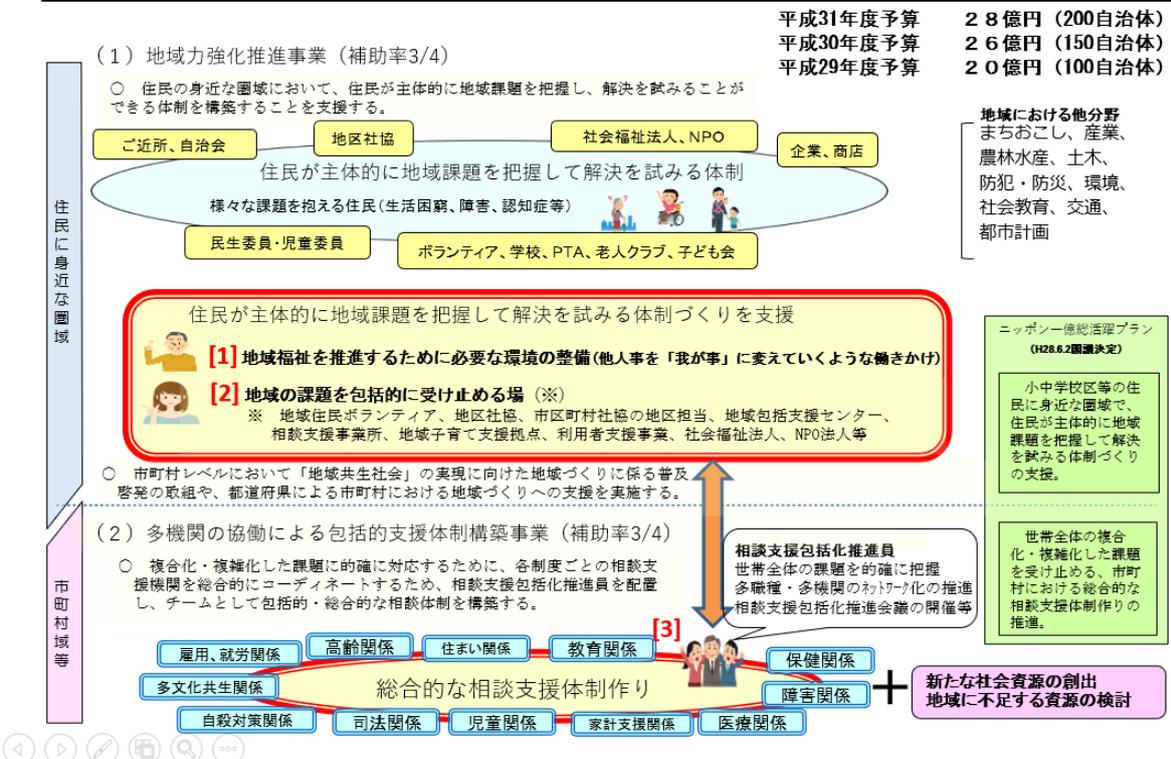
住民一人ひとりが主役の

福祉のまちづくり

住民一人ひとりが「主役」。廿日市市社会福祉協議会(以下市社協)では、自分自身の人生を自分らしく豊かにという意味で「主役」という言葉を使っています。誰でも役割を持ち、自分らしく活躍できる地域社会をつくるには、人と人とのつながりの質をどう向上していくかが鍵となります。

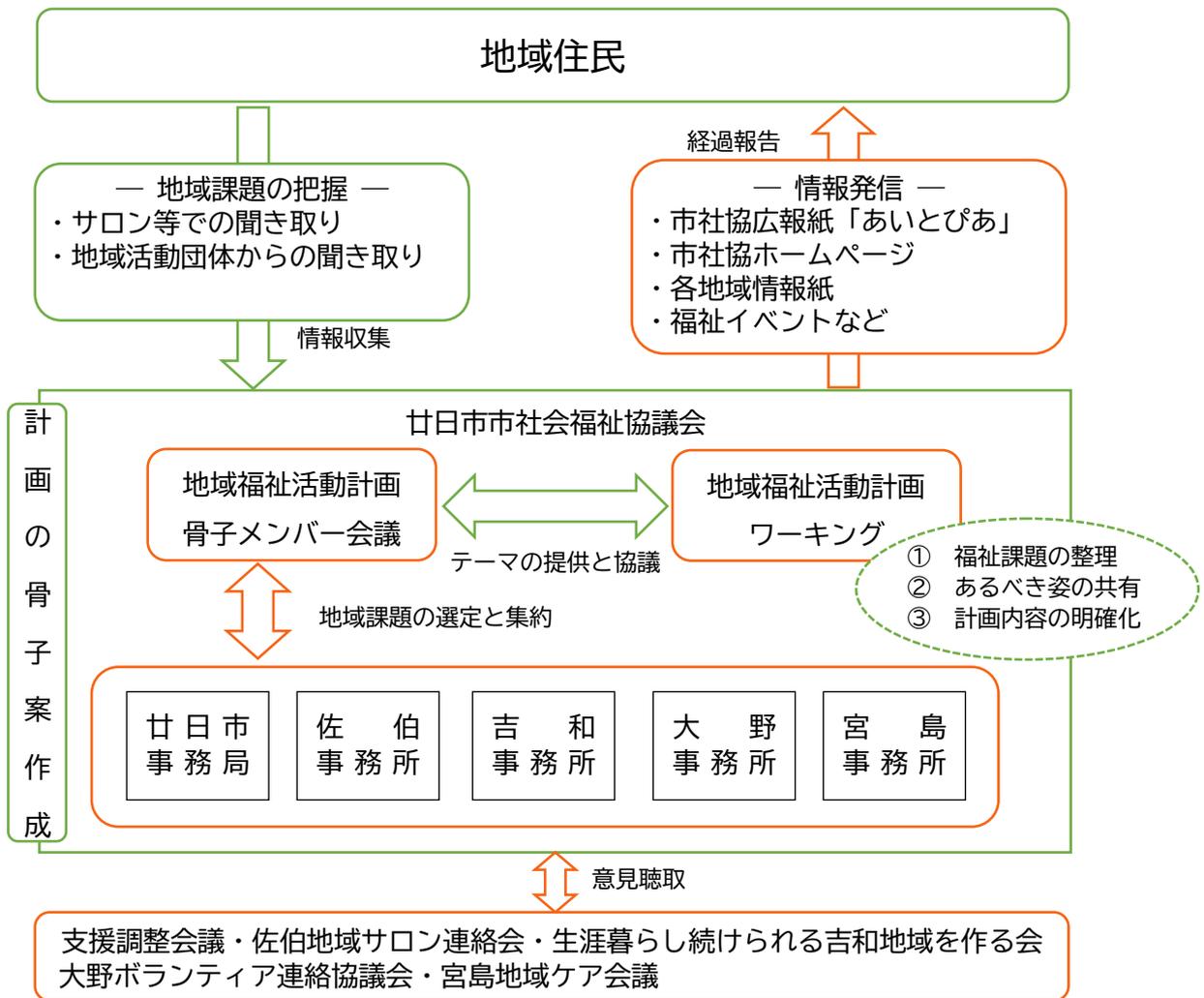
役割を担う人も、助けを求める人も、地域福祉活動を進めていくための「主役」です。多様性を受け入れ、尊重し合いながらともに生き合える「人と人とのつながり」が地域の大切な「財産」や「社会資源」となるよう、地域住民の課題解決の取り組みを支援するとともに、住民みんなが安心・安全で心安らいで暮らし合える地域共生社会づくりを推進します。

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進



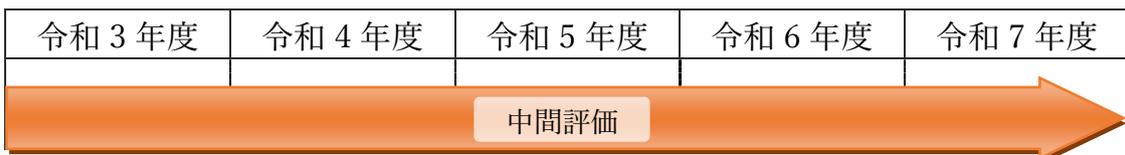
厚生労働省 社会保障審議会資料から

3 計画策定の体制



4 計画の期間・進捗の確認

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年とします。ただし、社会情勢の変化や他計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しをし、令和5年度には、評価指標に基づく中間評価を行い、進捗の確認を行います。



年次の進捗については、事業計画で具体的に「誰が、いつまでに」を意識しながら事業で具現化できるものについては明確化していきます。

また、この計画を基に地域特性に似合った、事務所運営をしていきます。

5 各計画の関連

住民一人ひとりの生活上での困りごと（生活課題）の解決や、生活の質を豊かにしていくための、公的な仕組み（制度・サービス）と、地域でできる取り組みが「地域福祉」です。

少子高齢化や近隣との付き合い方の変化により、生活課題は多様化しています。この多様化した地域の課題を解決し、「福祉のまちづくり」を進めていくために、地域住民の意見を聞きながら、行政、社会福祉協議会でそれぞれ計画を策定し、連携・協働して地域福祉の推進をはかります。

(1) 地域福祉計画とは（行政計画）

市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等（地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者）の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

(2) 地域福祉活動計画とは（社協計画）

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を営業者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

(3) 中期経営計画とは（社協計画）

「中期経営計画」は、市社協が地域福祉活動計画を推進するにあたり必要な組織の仕組みづくり、財源の確保、職員の資質向上等を定めた計画です。

2. 活動推進のテーマ

活動推進に当たっては、以下の4つのテーマに沿って具体的な推進事項を定め
ました。

- テーマ1 地域の課題解決力の強化
- テーマ2 相談支援事業体制の強化
- テーマ3 制度・サービスのはざまの問題を抱える人への対応
- テーマ4 情報の集約と広報の強化

このテーマに沿って、目指す姿を共有し、具体的に推進事項・年次計画・評価
指標等をまとめました。



ワーキングの様子

テーマ1 地域の課題解決力の強化

地域の中には生活課題を抱えている人がいるにも関わらず、さまざまな要因で具体的な支援に繋がっていない世帯があります。生活課題を抱えている人の早期発見のためには、地域の見守り等が重要です。さらに解決のためには、専門機関でできること、住民同士の「お互い様」活動の中でできることなど、それぞれの役割を担いながら支援をしていく必要があります。

そのためには、市内各地に、住民同士が地域の福祉を推進していくための組織が必要です（組織づくり）。市内には28の地区がありますが、組織の構成メンバーも地区によってさまざま、また、この推進組織が未整備の地区もあります。少子高齢化、過疎化に伴う担い手不足等で、活動そのものが硬直化している地区もあります。

地域だけではなく、広い範囲で活動するNPOやテーマ型のボランティア活動、企業の社会貢献活動などと連動した形で、地域の福祉力の向上に向けた支援をしていきます。

【目指す姿】

- ・若い世代のボランティア参加者が増える
- ・気軽に参加できるボランティア活動のメニューがたくさんある
- ・高齢者だけでなくさまざまな世代が交流できるサロンができる
- ・地域の中で中高年が活躍できる組織がある
- ・企業とともに社会貢献活動を考える機会ができる
- ・企業のOBなど技術を生かした活動が市内で行われるようになる

推進事項 1 福祉人材の育成

- (1) 活動と出会うきっかけをつくります
- (2) 地域、学校教育関係者と協働した新たな福祉教育を実施します
- (3) 企業の強みを生かした活動の場を開拓します
- (4) 企業の社会貢献活動に向けた活動メニューをつくります

推進事項 2 地域生活課題を協議できる場づくり

- (1) 地域で住民が集まっているところに積極的に参加し生活課題を聞き取り、それを基に、地域で取り組めることについて一緒に考えます
- (2) 地域内でサロン・見守り・生活支援ができるよう、既存の団体等と協議をしながら安心して暮らせる地域づくりを行います

【年次計画】

取り組み内容	実施計画				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
福祉人材の育成					
ボランティアきっかけ講座の実施 推進事項 1-(1)					
福祉教育の拡充 推進事項 1-(2)					
企業の社会貢献のメニューづくり 推進事項 1-(3)(4)					
地域内での協議の場づくり					
地域課題の収集と新たな活動 づくり 推進事項 2-(1)(2)					

中間評価(計画の見直し)

【評価指標】

- ・新たな活動を始める人が参加できる研修の実施
- ・学校からの福祉教育のニーズの増加
- ・企業の社会貢献活動のパンフレットの作成
- ・地域の話し合いの場への参加の増加
- ・サロン・見守り・生活支援に向けた地域の動きの増加

【コラム】「地域の見守り活動を再開するために・・・」

高齢者の見守りを目的に、地域のボランティアが手作り弁当を届ける「配食活動」が、コロナ禍で「密になるため調理ができない」という理由から休止になりました。区長に様子をうかがうと「自粛期間中、対象者である高齢者宅に訪問できず気になっている」とのこと。

そこで、市社協から「地域内にある飲食店に協力してもらうのはどうだろうか？」と提案。福祉部会で話し合いをした結果、手作り弁当をお好み焼きに変え、配食ボランティアがお届けすることになりました。出来上がったお好み焼きに「ふれあい弁当」のパッケージをつけて…。

「ふれあい弁当がお休みの間はできたものを買ったりして食べていたんですけど、やっぱりこうして温かいものを、いつものボランティアさんに届けてもらえると、うれしくて元気になります」と利用者のお一人。笑顔で感謝されました。配食ボランティアもその笑顔に安心された様子。無事見守り活動を再開することができました。

市社協では地域の「気になる」の声から、地域の中にある資源を見直し、アイデアを出し合い、活用して地域の問題を解決していく。そんな取り組みを広げていきます。

テーマ2 相談支援体制の強化

地域の中には、複合的な生活課題を抱えている人も多く、どこに相談に行っているかわからないまま放置されていたり、解決できない課題が残ってしまう場合があります。このような問題に対して、生活課題を把握し専門的に関わり、関係機関が連携していく相談支援体制の仕組みが重要となります。

「お互い様」活動だけでは解決できない生活課題についても、関係機関が連携して解決に向けて取り組んでいく仕組みがあってこそ、住民の皆さんが安心して地域の中の「気になる人」の相談を持ち込むことができます。そのためには関係機関、社協組織内で情報が共有できるシステムや、課題に応じた柔軟な解決ネットワークが必要です。こうしたことを実現していくため、関係機関等の「顔が見える」関係づくりや相談支援体制の強化をすすめていきます。

【目指す姿】

- ・相談者を中心にして支援が必要な関係機関が関わり、連携して対応する仕組みができている
- ・ネットワークによる解決に向けた社会資源、支援策づくりの仕組みができている
- ・新たな制度や必要な知識を学ぶ場があり、相談支援者のスキルアップにつながっている

推進事項 1 相談支援体制・ネットワークの構築

- (1) 権利擁護の機能を充実させるため、権利擁護センターの設置、相談支援機関によるネットワークの構築に向けて取り組みます
- (2) 複合する生活課題に対し、ネットワークで解決にあたる仕組みをつくります
- (3) 地域の声（問題発見、相談の入口）が入ってくる仕組みをつくります

推進事項 2 関係機関の相談支援者のスキルアップ・関係性の強化

- (1) 研修会、事例検討会等を企画して、相談業務に携わっている相談支援者が学び合える場をつくります
- (2) 関係機関が定期的に集まり、課題共有等を通じて相談支援者の連携をはかります

推進事項 3 組織内連携の推進

- (1) 社協内部での複数事業の担当者によるケース会議を実施します
- (2) 社協全体で個別、地域別にある情報を共有し、対応できる体制をつくります

【年次計画】

取り組み内容	実施計画				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談支援体制・ネットワークの構築					
権利擁護センターの設置、相談支援ネットワーク構築 推進事項 1-(1)(2)					
相談の入口づくり 推進事項 1-(3)					
相談支援員のスキルアップ・関係性の強化					
研修会、会議の実施 推進事項 2-(1)(2)					
組織内連携の推進					
情報共有、事例検討 推進事項 3-(1)(2)					

中間評価（計画の見直し）

【評価指標】

- ・ 権利擁護センター設置
- ・ 相談支援機関によるネットワークの構築
- ・ 相談支援員の定例会、研修会の開催
- ・ 組織内連携会議、事例検討等の開催

【トピック】「権利擁護センターって？」

権利擁護センターは、認知症や知的障がい、精神障がい等により、財産管理や身の回りのこと等について不安のある人が地域で安心して生活できるよう、本人の権利を守るためのお手伝いをするところです。既に権利擁護センターを設置している市町の取組の一例としては、主に次のようなものがあります。

《相談業務》 年後見制度や福祉サービス等について、本人や家族等からの相談に対応します。

《普及啓発活動》 成年後見制度や福祉サービス利用援助事業についての広報や研修会を行います。

《成年後見制度利用支援》 成年後見制度を利用できるように専門職や関係機関と連携して、申し立てのお手伝いをします。

《法人後見事業》 法人が家庭裁判所から選任を受け、成年後見人等となり、財産管理や福祉サービスの利用手続き等を行います。

《福祉サービス利用援助事業》 判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理を行います。

テーマ3 制度・サービスのはざまの問題を抱える人への対応

高齢者や障がい者、子どもといった、対象別の支援はある程度充実が図られていますが、ひきこもり・ごみ屋敷・セルフネグレクト・孤独死・8050問題、ヤングケアラー※等、制度やサービスだけでは解決できない多様な生活課題は地域に多く存在し、社会的孤立の原因となっています。

とりわけ、地域の中で顕在化している「ひきこもり」の問題については「気になるけれど、どう関わっていいのかわからない」との声も聞かれました。市社協は、当面ひきこもりの人への対応に特化して取り組みを進め、他の課題にも応用していこうと考えています。

ひきこもりの問題に対しては、さまざまな要因によりひきこもっている状態であり、医療、福祉、教育、多方面の専門分野からのアプローチが必要です。

本人が「ちょっと興味あるもの」を住民の皆さんの力を借りながら、本人たちが外にできるきっかけとなるプログラムづくりや、地域みんなでひきこもりの人を支えるための啓発活動等を行います。

【目指す姿】

- ・当事者（本人）の居場所（受け皿）や働ける場所が地域にできている
- ・当事者（本人）同士でつながる場が増えている
- ・地域の中でひきこもりの人への理解が進んでいる

推進事項 1 当事者（本人）の支援

- (1) ひきこもりの人たちの実態把握を行ないます
- (2) 当事者同士が気軽につながりあえる場(自宅でも職場でもない第3の場)をつくります
- (3) ひきこもりの人たちが社会参加できる場や環境をつくります

推進事項 2 支援者の開拓

- (1) ひきこもりについて理解し、一緒に活動できる人（ひきこもりサポーター）を養成します
- (2) 理解促進のための講座を実施します

【年次計画】

取り組み内容	実施計画				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
当事者への支援					
実態把握 推進事項 1-(1)					
居場所づくり・環境づくり 推進事項 1-(2)(3)					
支援者の開拓					
サポーターの養成 推進事項 2-(1)(2)					

中間評価(計画の見直し)

【評価指標】

- ・ひきこもる人の新たな活動の場の増加
- ・サポーター養成講座の実施状況
- ・社会資源と本人のマッチングの増加

※ヤングケアラー

通常は大人が負うと想定されている、家事や身体的なケア、家計の支えなどを引き受けている18歳未満の子どもたちのこと

【コラム】「同じ体験をしているからかな？」

ちょっと興味のあるもので家から外に出るきっかけになれば…と令和2年度から始めている「きっかけプロジェクト」。今回のプロジェクトは「釣りに行ってみよう！」。

そこで、以前ボランティアセンターに「釣り船を持っているので、それを生かして誰かの役に立ちたい」と相談に来られた人に連絡すると、即座に快諾。「海釣り」プロジェクトが立ち上がりました。

最近調子がよくないと聞いていたAさんを誘ってみたら、「行ってみる」との返事。「他に子どもがいるけど大丈夫？」「大丈夫」。

普段は一人で陸から釣っているAさんにとっては初めての釣り船体験。当日は大漁！

翌日、ボランティアセンターに来られたAさん。昨日は楽しかったと。「釣りは一人で行くものと思ったけど、たくさんで行くのも楽しい。あの時来ていた小さい子どもは、たぶん学校に行けていないんだろうね。誰もそのことを聞かないけど、自分もそうだったから、そうなのかな？」と思って。でも楽しそうでよかったね」と、普段あまりしゃべらないAさんがとてもうれしそうに話しをしてくれました。

今後も、市社協では自分のできることで誰かの役に立てる場面づくりや、同じ立場の人をつなげていく取り組みを続けていきます。

テーマ4 情報の集約と広報の強化

地域の生活課題や福祉課題を解決していくためには、人と人とのつながり方の有り様、土地柄、そこで活動している組織や、課題解決のための社会資源、地域や組織のキーパーソンなど、その地域がどんな特性を持っているのかを知る必要があります。さらに、その情報を課題解決に取り組もうとする関係者で共有しておくことが重要です。

また、市社協の理念、目標、機能、役割、具体的な事業の取り組みなどを広く地域に伝えることで、地域や関係機関等との信頼関係の構築し、ボランティア活動者や地域活動者の増加につながります。

そうして集まった、人や組織、サービスや社会資源さらには地域の声などさまざまな情報を整理し、データベース化することによって、今地域で困っていることや社会の動きなどが「見える」ようになり、また、地域と一緒に解決に向けてどう取り組んでいったかを、市社協広報紙やSNS※などさまざまなツールを使って「見せる」ことによって、市社協がより身近な組織になることを目指します。

【目指す姿】

- ・ 職員の誰もが市社協の事業内容を説明できるよう共通の説明資料ができている
- ・ 相談内容が情報としてデータベース化されている
- ・ 全地域や活動分野を網羅した人材や団体の情報が集約されている
- ・ 住民やボランティアの活動や声が、さまざまな媒体で集約され、タイムリーに幅広く発信されている

推進事項 1 情報の集約と情報の一元化

- (1) 市社協がどのような仕事をしているのかわかりやすくします
- (2) 出前講座等での説明資料を一元化します

推進事項 2 人材や団体の情報共有

- (1) 関係者や関係団体を整理し全職員で共有できるようにします

推進事項 3 広報の見直しと情報発信ツールの整備

- (1) 広報やホームページ等の質の向上を行います
- (2) SNS等のマニュアルを整備し、活用を推進します
- (3) 新聞やラジオ等も積極的に活用し、情報をタイムリーに提供します

【年次計画】

取り組み内容	実施計画					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
事業説明資料の統一化						
全事業の概要、目的等を整理し事業シートを作成 推進事項 1-(1)	→		中間評価（計画の見直し）			
情報をもとに説明資料を作成 推進事項 1-(2)				→		
人材や団体の情報共有						
システムでデータ化 推進事項 2-(1)					→	
SNS活用の推進						
効果的な発信ツールについての研究 推進事項 3-(1)(3)	→					
マニュアルづくり 推進事項 3-(2)		→				

【評価指標】

- ・ 地域での事業説明の機会の増加
- ・ 関係者や関係団体の情報データの活用状況
- ・ ホームページやSNSのアクセス数の増加

※SNS（ソーシャルネットワークサービス）

スマートフォンやパソコンを使って人間関係を構築することのできるオンライン上のコミュニティサービスの総称

3. 計画策定の経過

今回の計画は、地域計画は策定せず全体計画とし、職員で骨子案を作成し、地域の皆さんからの意見をいただきながら、最終的な計画としました。

1 地域での意見聴取

ワーキングでまとめた骨子案をもって、地域住民、専門職、行政職員等のヒアリングを行いました。

	開催日	対象者（会議）	議 題
廿日市	12/5	支援調整会議	テーマ2に対する意見・感想
佐伯	2/12	佐伯地域サロン連絡会	テーマ1に対する意見・感想
吉和	12/18	生涯暮らし続けられる 吉和地域をつくる会	計画全般に対する意見・感想 地域課題の聞き取り
大野	11/13	大野ボランティア連絡協議会	テーマ3に対する意見・感想
宮島	12/22	宮島地域ケア会議	テーマ2に対する意見・感想 地域課題の聞き取り

廿日市地域

テーマ2 「相談支援体制の強化」

- ・市社協とハローワークがタイムリーにつながる仕組みが必要。
- ・廿日市市に必要な社会資源、強みを持つ組織づくりが必要。
- ・自立相談支援機関に期待される役割として、「分析力」「コーディネート力（調整力）」が挙げられる。また、本人の気持ちを受けとめつつ前に進むビジョンを描くことができると良い。できなくても専門職とつながることができれば良い。

佐伯地域

テーマ1 「地域の課題解決力の強化」



- ・Iターンで佐伯地域に移住する人がいる。違う世代や違う出身の人たちとつながるチャンスかもしれない。
- ・サロン活動を始めたころには、参加者に年代幅があり、若い人が高齢者を支えていた。ちょっとした生活上の困りごとでも40代、50代の人が動けた時代だった。
- ・高齢者ばかりと言ってもそれは悪いことではない。若い人たちだけでも物事を進めていくのに難しいことはあると思う。
- ・80歳になっても世代交代できない。
- ・子どものイベントがなくなっているので、「どこの孫？」と聞くことができない。
- ・男性の一人暮らしは生活上困ることが多いと思う。

2 地域福祉活動計画策定までの経過

(1) 骨子メンバー会議

地域福祉活動計画策定にあたって、方向性や取りまとめ等を行う骨子メンバーで会議を行い、計画テーマの選定やワーキングの進行管理、計画書の作成等を行いました。

	開催日	議 題
第1回	令和2年 5/8	(1)計画策定の進め方について (2)基本的考え方の確認
第2回	6/17	(1)活動のテーマについて (2)職員全体会議の打ち合わせ
第3回	7/30	(1)テーマに沿ったワーキングの進行について
第4回	10/19	(1)計画実施に当たっての調整事項について (2)事業部会への説明について (3)地域ヒアリングについて
第5回	令和3年 1/8	(1)地域福祉計画の骨子説明 (廿日市市 福祉保健部 福祉総務課から)
第6回	1/14	(1)地域福祉計画と地域福祉活動計画とのすり合わせ (2)計画の装丁等について
第7回	5/24	(1)計画策定の背景、基本方針、推進事項の再確認
第8回	6/3	(1)職員全体会議の打合せ
第9回	6/14	(1)アンケート、意見集約

(2) ワーキング会議

すべての職員が活動のテーマに分かれ、2日間にわたって現状を分析し、ありたい姿を共有。それを踏まえて5年間でやっていくアイデアを出しました。ワーキング終了後は、骨子メンバーで振り返りと意見集約を実施しました。

	開催日	議 題
第1回	7/27・7/28	テーマ1 地域の課題解決力の強化
第2回	8/3・8/6	テーマ3 制度サービスのはざまの問題を抱える人への対応
第3回	8/14・8/20	テーマ2 相談支援体制の強化
第4回	8/31・9/1	テーマ4 情報の集約と広報の強化

(3) 役員会での説明

計画全般に関して職員全体で策定経過や内容の確認、意見の集約を行いました。

	開催日	議 題
事業部会	10/20	地域福祉活動計画策定にあたっての説明と意見交換
総務・財務・事業合同部会	3/4	

(4) 職員全体会議

計画全般に関して職員全体で策定経過や内容の確認、意見の集約を行いました。

	開催日	議 題
第1回	6/25	(1)地域福祉活動計画策定にあたっての説明と意見交換
第2回	10/1	(1)実施状況の説明 (2)意見交換
第3回	2/1	(1)素案についての意見交換

(5) 各所属ワーキング

各所属で地域課題と、それに対する取り組みを協議しました。(主な意見)

10/28	ボランティア活動支援グループ	【課題】 ・ひきこもりの人たちへの理解が進んでいない ・何かしたいと思っている人がいても、コロナ禍できっかけが提供できない 【必要な取り組み】 ・既存の団体だけでなく新しい団体へアプローチしたい
10/30	生活支援グループ	【課題】 ・高齢者、障がい者、生活保護世帯等のアパートの賃貸契約が困難になってきている ・所属している部署の仕事しかわからない 【必要な取り組み】 ・住居確保協議会等で、居住の問題について広く協議をしていきたい ・支援者が社会的に孤立しないように、組織内の他部署とも連携して支援していきたい
10/30	訪問介護センター	【課題】 ・コロナ禍で、障がいがある人の外出が難しくなっている ・福祉職の人材不足。訪問系のヘルパーが集まらない 【必要な取り組み】 ・大規模の集まりは難しいが、障がい者、高齢者、子どもと一緒に集まれる小イベントが必要
1/26	権利擁護グループ	【課題】 ・かけはし利用者と地域の人とのつながりが薄い。孤立している人が多い ・情報が専門職を経由して入ってくる。それまでの地域の関わりが気になる 【必要な取り組み】 ・孤立を防ぐ取り組みが必要 ・これまで地域と関わりのない人が参加しやすい場所を工夫する

1/29	地域支援グループ
<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域に関心が少ない人が多い（特にマンション） ・事業所が地域とつながっていない、またはつながりにくい <p>【必要な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所を巻き込んだ取り組みが必要 ・組織内での情報共有の機会を増やしていきたい 	
10/26	佐伯事務所
<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ちょっとした困りごとを気軽に「助けて」と言いにくく、生活に不便を感じている高齢者がいる ・ボランティアグループが高齢化している ・災害時の対応が難しい <p>【必要な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災については、行政だけでなく市社協も一緒に考えたい。サロン単位で話をする場があれば積極的に向き合いたい ・コミュニティごとのボランティア養成を行いたい 	
10/26	吉和事務所
<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が進んでおり、空き家が増えている ・人口減少、特に子どもが減っている ・在宅サービスを利用している人が少ない ・若い人たちの老人クラブ加入が少ない <p>【必要な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定住に向けて情報発信をしていきたい ・子育て、教育、就労、福祉などセットで吉和の魅力を発信する ・地域共生型サロン「すこやかサロン」を充実させる ・サロン参加を支援するためにデマンドバス利用の際の助成を考える 	
10/30	大野事務所
<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動者の高齢化、固定化 ・山間地（松が原、渡ノ瀬、中山など）の交通アクセスが不便 <p>【必要な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人で活動を始めたい人の支援ができる取り組み ・市社協が所轄している既存組織の見直し 	
10/22	宮島事務所
<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過疎化や少子高齢化が進んでいる。高齢になっても仕事があり元気な人もいるが、地域の役員や地域活動の担い手は不足している ・夜間の移動が難しいため夜間の介護支援が不十分 <p>【必要な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の担い手不足については、新しい人材を発掘するなど役員等の後継者を育てたい ・夜間の介護支援等の課題については、消防団等の島内の社会資源と協力しながら仕組みをつくりたい 	

第3期廿日市地域福祉活動計画

令和3年6月

社会福祉法人 廿日市社会福祉協議会
〒738-8512 廿日市新宮一丁目1番1号
TEL (0829)20-0294 FAX (0829)20-1616
<https://hatsupy.jp/>
E-mail:info@hatsupy.jp

